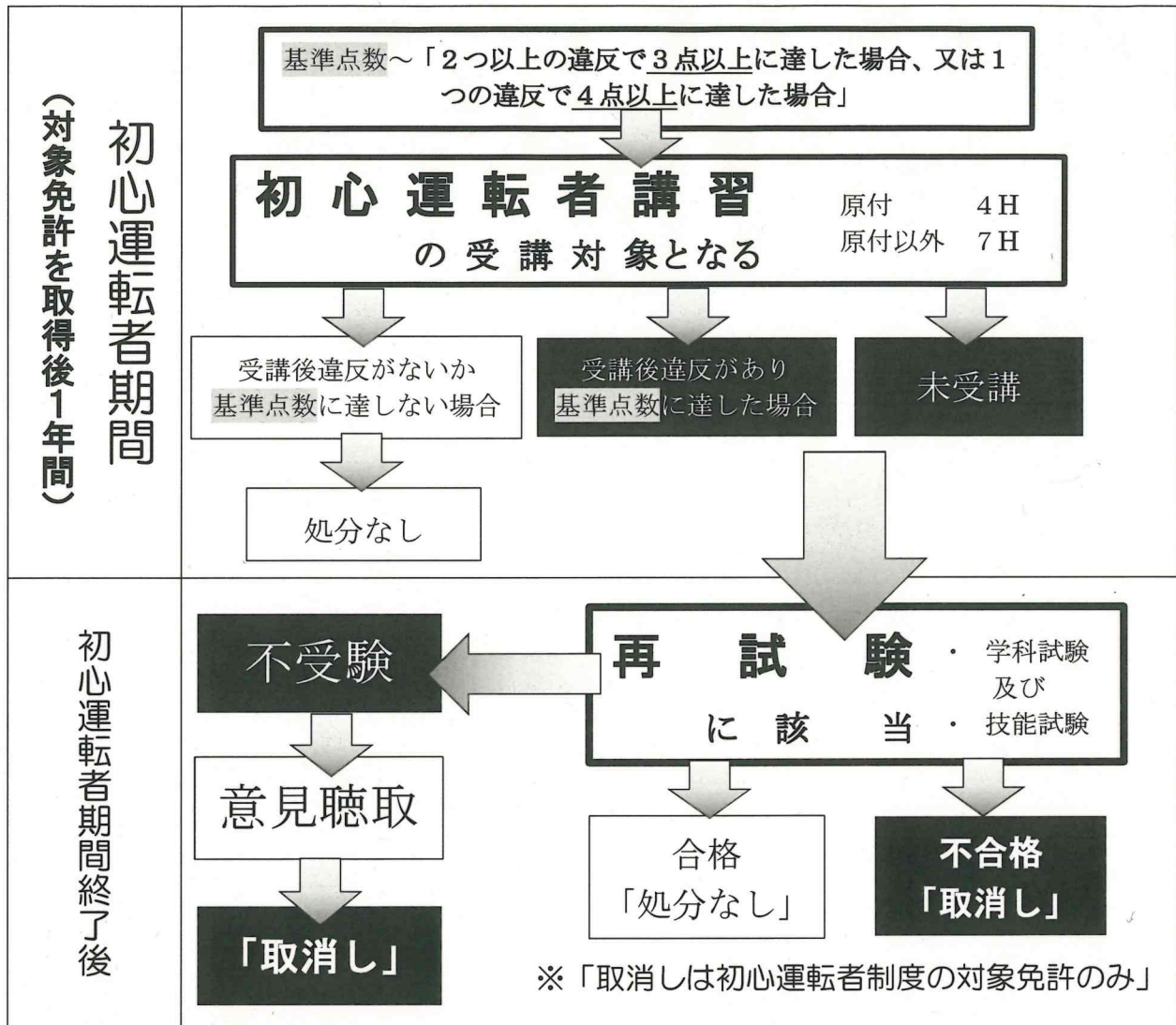


初心運転者期間制度

対象免許 → 準中型（含準中型5t） 普通（含中型8t） 大自二 普自二 原付



- ・ 初心運転者講習、再試験とも、通知を受け取ってから1ヶ月以内に受講・受験しなければならない。
- ・ 初心運転者講習は予約制となり、自動車学校で行われる。
- ・ 再試験は予約制となり、各免許センターで実施される。
- ・ 再試験対象免許以外に免許があれば、対象の免許種別のみが取消しとなる。
- ・ 初心運転者期間制度による取消しには、欠格期間はないため、取消しとなった翌日から免許試験を受験することができる。
- ・ 初心運転者期間制度により中型（8t）・準中型（含準中型5t）・普通免許が取り消された場合、翌日から6か月以内に仮免許を受験し（技能・学科免除）合格すれば交付を受けることができる。
- ・ 行政処分（免許停止）があった場合、停止期間に応じて初心期間が延長される。
- ・ 初心運転者期間中に上位免許（中型、大型、普通二種、大自二等）を取得した場合、1年未満であっても初心運転者期間対象でなくなる。

《無事故・無違反で安全運転に努め、免許証を大切にしましょう。》